

救援ギルドとエルバーフェルト制度

——20世紀初頭イギリスにおける「新しいフィランソロピー」と地方の福祉——

高 田 実

はじめに

20世紀は、「福祉国家」の時代であった。国家が福祉の直接的供給者として歴史の前面に現れる。イギリス史の文脈では、第一次世界大戦直前の「最後の自由党政権」下で、老齢年金、職業紹介所、国民保険（健康保険と失業保険）などの一連の国家福祉が導入された。これ以降、国家は、人々の生存の最低限を確保するとともに、生活の質を向上させるために不可欠の存在となった。しかし、「福祉国家」の下では、国家のみが福祉機能を担ったわけではない。国家福祉が加わることで福祉の供給総量が増大するとともに、質的にも、構造的調整者としての国家の下で、公・共・私の福祉が関係性を緊密化し、結果的に「福祉の複合体」の有機性が強まることになった。「福祉国家」とは、こうした質をもった構造的複合体としての福祉の総体、つまり福祉の担い手のトータルな関係性を表す言葉として理解すべきであろう¹⁾。

さて、本稿は、20世紀初頭イギリスにおける有機体としての福祉のあり方について、地方における公的福祉とチャリティの関係に焦点を当てて検討する。具体的には、「救援ギルド (Guild of Help)」を取り上げ、それらが、どのような考えで、いかなる活動を行っていたのか、また当時の福祉体制の再編の中でどのような歴史的役割を果たしたのかを検討したい。さらに、この組織が模範として掲げているのがエルバーフェルト制度であるが、この時期に同制度が注目を集めた歴史的意味についても、福祉の国際関係史の視点から問い直してみたい。

救援ギルドは、1904年のブラッドフォードを皮切りに、第一次世界大戦前、イングランド北部の諸都市を中心に80ほど組織された。それらは、「新しいフィランソロピー (new philanthropy)」と呼ばれた²⁾。19世紀末に整備される一般型の地方行政組織を領域的な単位として、市長を会長として、地域内の救貧活動の重複と遺漏を回避し、無駄を省いた効率的な地域福祉の

供給体制を構築しようとした。いわば地域内の福祉事業調整組織であった。各福祉団体が救済しようとするケースについて、情報を提供し合い、必要なサービスの提供に努めたことから、それは「チャリティの手形交換所」とも呼ばれていた。救貧事業、医療、教育などの側面で個別の人的サービスを提供するとともに、失業などの公的サービスの遅れた分野においても、単なる事後救済だけでなく、実質的な職業紹介業務を担うことで「ギャップを埋める」ための先駆的な役割も果たした。その意味では、民間の防貧事業も担っていた。

さらに、この団体に注目する理由は、これまで手薄であったケアの歴史を豊富化したいという点にもある。「ケア」と総称される対人サービスのあり方に、近年加速度的に関心が集まっている³⁾。金銭や物質的な保障とは異なり、このサービスには人と人との関係が含まれるので、固有の難しさがある。国家福祉によって制度的枠組が作られたとしても、実際のケア労働の担い手は、地域社会から供給され、サポートの仕方も地域社会のニーズに応じた形でなされなければならない。100年前のイギリスでは、今日の社会福祉協議会の原型にあたる組織が設立され、独自の活動が展開していた。こうした対人サービスのあり方を官民の連携の中で提供しようとする動きが、地域の中から生じたのである。

救援ギルドについては、キース・レイバーンの包括的な研究と⁴⁾、「新しいフィランソロピー」という視点からのケイヒルとジョウウィットの研究、さらに「ソーシャル・ワークの形成」という視点からのマイケル・ムーアの研究などがある⁵⁾。本稿は、これらの研究に大きく依存しつつ、議会報告書を加えながら、救援ギルドの活動の全体像と基本的性格を明らかにする。全体として、国家福祉が登場する20世紀初頭において、イギリスの福祉の複合体の有機構成が高度化するとともに、ヨーロッパ規模で共時的な動きが存在したことが強調される。

I 救援ギルドの誕生と発展

(1) 結成

救援ギルドの運動は、イングランド北部を中心に展開した。結成の背景には、1900年前後に始まるジュリー・サッター (Julie Sutter) らの「ブリテンのこれからを考えるキャンペーン (Britain's Next Campaign)」という動きがあった。これは、帝国の心臓部で貧困が蔓延するなか、チャリティの個人主義、個別主義的救済を克服し、貧困救済を組織化することで、有効な貧民救済をしようとする運動であった。「私たちの町ではだれも餓える者などいない」状態を作り出すべく、共同体精神を発揮して連帯し、「全国民の努力」により貧困を救済しようとした。後述するように「エルバーフェルト精神は貧困救済を機能させることができる唯一の精神」であるが、それを「ロンドン・システム」に铸直し、全国規模の組織された貧困救済策を確立すべきことが主張された。「小規模な方策」など意味をなさず、国家的な取り組みが必要であるとして、キリスト教信者の「救世軍 (Salvation Army)」が提案された⁶⁾。

このような貧困救済組織化の運動が展開するなかで、1903年10月ブラッドフォード市長デイヴィッド・ウェイド (David Wade) が会議を招集した。その目的は、「エルバーフェルトで流行しており、この国で成功裡に実施されるような形態を採用することを展望して、貧民対策事業とそれに従事する者の協調の問題を討議する」ことにあった⁷⁾。その結果、中央委員会を結成し、毎月会合を行い、救済計画を策定することが決定された。これに基づき、1904年9月に、イギリス最初の救援ギルド、ブラッドフォード市救援ギルド (Bradford City Guild of Help) が結成された。

(2) 救援ギルド運動の急速な拡大

救援ギルド運動は、北部の衰退した工業都市を中心に、ミッドランドやウエールズに短期間のうちに拡大した。1908年2月25日には、ブラッドフォードにおいて、ブラッドフォード、ハリファックス、マンチェスターなどの北部諸都市が中心となって「救援ギルドに関する全国会議 (National Conference on Guilds of Help)」も開かれている。そこで強調されたのは、「科学的ソーシャル・サービス」であり、個別分散的に浪費されるキリスト教信者のチャリティへの「衝動 (impulse)」やフィランソロピーへの思いを、特定の市域内でいかにして効率的かつ有効に組織化するかであった。そのために各地の救援ギルドの現状と課題が確認されるとともに、活動上の具体的課題をいかにして克服するかが議論された⁸⁾。1911年には60を超える組織と8,000人を超えるヘルパーが組織されていたと言われている。

表1は、20世紀初頭に存在が確認されている83の救援ギルドの一覧表である。このうち、1908年時点で存在しているものが38団体確認されている (下表○印)。ヘルパーの数が判明するものは記入しているが、シェフィールドのような巨大組織では、1000名にもものぼるヘルパーが登録されていた。

注目すべきは、設立年度である。ほとんどの団体が、第一次世界大戦前に自由党が「新自由主義 (New Liberalism)」の考え方に従って、一連の国家福祉政策を導入した時期に設立されている。つまり、国家福祉の充実と平行に、国家福祉による金銭的補償に接ぎ木されるように、官民が複合した地域的対人ケア組織が整備され始めたのである。新自由主義は、「新しいフィランソロピー」の展開ときわめて密接な関係を有していたことがわかる。

表1 救援ギルドの拡大

	組織名	1908	創設年	ヘルパー数 (08)
1	Accrington City Guild of Help	○		
2	Ashburton Guild of Help			
3	Barnsley Guild of Help		1915/16	
4	Belfast Christian Civic Union	○		
5	Bilston Guild of Help			
6	City of Birmingham Aid Society	○	1906 Dec	600-700
7	Bishop Auckland League of Help	○	1907 Dec	
8	Bolton City Guild of Help	○	1905 Nov	458
9	Bradford City Guild of Help	○	1904 Sep	400
10	Bristol Guild of Help	○	1907 Jan	15

11	(Bristol Civic League of Personal Service)	○	1908	
12	Borough of Burnley Guild of Help	○	1908 Jan	
13	Burnley Guild of Help			
14	Caenarvon		1910	
15	Charlbury Guild of Help			
16	Chester Guild of Help			
17	Chesterfield Civic Guild (Chesterfield Guild of Help)	○	1907	40
18	Croydon Guild of Help	○	1907 Jan	265
19	Derby Guild of Help			
20	Dewsbury Guild of Help			
21	Dudley Guild of Help		1908 Nov	
22	Dunfirmline Civic Guild	○	1906/1907	
23	Egerton, Eagley, Dunscar, and District Social Help Society (Egerton Guild of Help)	○	Jan 1907 Jan	12
24	Eccles Civic Guild of Help	○	1906	122
25	Exeter City Guild of Help	○	1908	
26	Farnworth City Guild of Help (Farnworth, Kearsley, and Little Hulton Guild of Help)	○	1907 Feb	300
27	Friern Barnet and New Southgate			
28	Gloucester Guild of Help		after 1911	
29	Halifax Citizens' Guild of Help	○	1905 Dec	285
30	Hampstead Council of Social Welfare			
31	Harrow Guild of Help		1907	
32	Harrogate Citizens' Guild of Help	○	1907 Oct	50
33	Harrow Guild of Help		1911-14	
34	Hastings Central Aid Committee			
35	Heckmondwyke Guild of Help		1905	
36	Huddersfield Guild of Help	○	1908	
37	Ilkley Guild of Help	○	1907	
38	Ipswich	○		
39	Jarrow Guild of Help		1917	
40	Kearsley and Little Hulton Guild of Help (Bolton)		before 1911	
41	Kidderminster Guild of Help			
42	Leeds Guild of Help			
43	Leeds (Armley) Guild of Help		1909-1910	
44	Leicester Citizen's Aid Society	○		
45	Leigh	○	1908	
46	Letchworth Guild of Help	○	1907 June	20
47	Lewisham Guild of Help		1906	
48	Lincoln	○	1908	
49	Liverpool Central Relief and Charity Organisation Society	○	1863	260
50	Liverpool Council of Voluntary Aid			
51	London Guilds of Help Society	○	1906	
52	Loughborough Guild of Help			
53	Luton Guild of Help		after 1911	
54	Manchester City League of Help	○	1906 Sep	250
55	Middlesborough Guild of Help		1910 April	
56	Morley Guild of Help			
57	Newcastle-upon-Tyne Guild of Help			
58	Newport I. of Guild of Help	○	1906 Nov	97
59	Ossett Guild of Help			
60	Peterborough City Guild of Help	○	1907 Oct	160
61	Plymouth Civic Guild of Help	○	1907 Sep	150
62	Borough of Poole League (Guild) of Help		1907 Oct	

63	Ramsgate Central Help Committee			
64	Reading Guild of Help		1909 Nov-1910 April	
65	Sale and Ashton-on-Mersey		1910	
66	Salford Guild of Help		1905	
67	Scarborough Guild of Help			
68	Sheffield City Guild of Help	○	1907 June	1000
69	Skipton Guild of Help			
70	Southend Guild of Help			
71	Sowerby Bridge			
72	St. Albans Guild of Help			
73	Stafford Guild of Help			
74	Stockton Guild of Help		after 1915	
75	Sunderland Civic and Social League	○	1906 Dec	100
76	(Swinton Civic Guild of Help)	○	1905	
	Swindon and Pendlebury Guild of Help			
77	Tiverton Guild of Help			
78	Wakefield Guild of Help		1908	
79	Wallasey Civic Guild of Help	○	1906 Feb	200
80	Warrington Citizen's Guild of Help		1909 Dec	
81	Whitley Bay and District Guild of Help		1907	
82	Wimbledon Guild of Help	○	1907	130
83	Wrexham Guild of Help		after 1911	

[典拠] *National Conference on Guilds of Help, held at Bradford, February 25, 1908*, the British Institute of Social Service, 1908. 'table of questions'; Keith Laybourn, *The Guild of Help and the Edwardian Philanthropy: the Guild of Help, Voluntary Work and the State, 1904-1919*, pp. 205-207; *Report of Guild of Help in England* by G. R. Snowden, pp. 19-20 より作成。

(3) 基本的性格

このようにして成立、拡大した救援ギルドの基本的な活動は、どのようなものだったか。ブラッドフォード市救援ギルドを例として、この点を確認しておこう。

1 ヘルパーの提供とケースワークの徹底

標語は、「施しではなく、友人を (Not alms, but a friend)」であり、この友人にあたるものは、「ヘルパー (helper)」と呼ばれた。このヘルパーこそがキーワードであり、その役割を説明するのが以下の文章である。

救援ギルドは、市民意識の実践的な表現であるし、新しいフィランソロピーの目標と具体化の表現である。古いフィランソロピーは明らかに狭い意味でのチャリティと結びついていたし、与える者と受け取る者の間には大きな溝が頑として存在していた。しかし、「慈悲深きレイディ」という態度は死刑宣告を受けた。ギルド活動家は、別世界からの訪問者としてではなく、支援の手を差し伸べる仲間として、出かけていくのだ⁹⁾

より上位の立場から恵みを与える「慈悲深きレイディ」としての役割は否定され、被救済者と同一の目線で、「支援の手を差し伸べる仲間」として、ヘルパーの役割が強調されている。

ヘルパーの最終的な目標は、「自立」「節約」の道徳を確立することにあった。そのために、家族の支援が重視された。「貧民への最善の贈り物は、自尊心と節約の習慣 (太字—引用者による、以下同様) であり、彼らを苦しめる最悪の贈り物は施しに依存する習慣である。このことが常に銘記されなければならない」^{10), 11)}。従来から強調されてきたことではあるが、改めてこうした自助観念が強調される。ただ、自助をどう実現するか、それを厳しく「自己責任」に求め、糾弾する態度はとらず、手助けするという姿勢が、ヘルパーという言葉に示されていた。

2 官民連携による地域的福祉の調整と「市民意識」

救援ギルドは、大まかにまとめると、三つの役割を果たした。まず、ヘルパーの組織、ケースブックを活用したケースワークの徹底を通し、地方的な対人サービスの充実に努めた。第二に、貧困救済の「手形交換所 (clearing house)」として、救済の重複回避に努めた。「大都市においてすら見落としがないようにしましょう。そうして、困窮に陥っているすべての人に友人を提供しよう」という言葉が交わされ、公的救済に任せない、また無秩序な慈善にも任せない、救済の調整機能が期待された。最後に、民間団体と公的団体とのパー

トナーシップを促進することが強調された。

1911年に、地方行政庁の調査委員副代表の G. R. スノーデン (G. R. Snowden) は各地の救援ギルドの活動をまとめて、さらにわかりやすく、かつ具体的に、救援ギルドの活動の特徴を次の6点に整理している。

- 1) 貧民のケアに対する市民としての責任感を強め、対人サービスを通して、コミュニティのすべての階級の人びとの間の隣人感を促進すること。
- 2) 支援と助言を必要とするすべての人びとに対して、友人を提供し、彼らの自助に向けた努力を促進すること。
- 3) 個々人による無差別の施与を抑制し、これらの人びとの善意が、賢明にも、永続的な効果のある結果をもたらす方向に向けられ、その結果を確実なものとする方法で組織されること。
- 4) [チャリティ間の] 重複を予防するために、すべての既存の慈善団体と協調すること。
- 5) 貧民が困窮に陥るのを予防するために、貧困の初期段階で介入し、友好的な助言や支援によって、救済しうる家庭ができる限り崩壊しないようにすること。
- 6) 都市の貧困原因を検討し、公的団体や民間の努力を通じて、それらが緩和されたり、除去されるように影響力を行使すること¹²⁾。

地域社会のすべての階級の参加によるコミュニティの連帯と「隣人感」による自助の促進がうたわれるが、この時期の特徴として、貧困の初期段階で貧困を「予防」できる可能性が示唆されている点と、「都市の貧困原因」に、官民の連携により対処すべしという点をあげることができよう。たとえば、ハリファックスの救援ギルドの創設時には、以下のことが強調された。「このギルドの主要目的は、貧困を救済することではなく、予防することにあるので、家庭生活と児童労働に関心を向けることで、貧困原因を調査し、できる限りそれをなくすことが提案される」。既存の慈善団体の協調により、「コミュニティに危害を加える施しものがある階級に常に志向させるような浪費的な重複を予防すること」が重要であるとされた¹³⁾。

さらに、こうした活動は、人びとの「市民意識」の覚醒を促すものとしても期待された。

すべてのギルドに共通する二つの一般的特徴に目を向けるべきである。ひとつは、仕事はボランティアな支援と無給の個人的奉仕によって実施されるべきであるということだ。そして、エルパーフェルトにおけると同様に、申請案件の調査に訪れる人は、どん

な支援が与えられるべきかを決定する上で発言権を持つべきである。第二に、個人の市民としての責任、つまり彼が住む場所とその仲間の市民たちに対する特定の義務、という考え方が最優先されるべきである。地域の愛郷心が促進され、地方のすべての重要案件に対する関心が生まれるように努めるべきである。ギルドの活動領域は、市域、その他の自治政府の領域と一致している。市長か、区議会の議長がギルドの会長である。原則として、公的当局の指導者のうちの何人かは、職務上、あるいは任命によって、ギルドの運営組織の一員となっている¹⁴⁾。

このように、もっとも強調されたのは、「コミュニティのために」という視点であり、救援ギルドは地域主義を基礎としていた。従来、自律的に展開されていたチャリティその他の福祉事業を、地域社会全体の利益に向けて統合しようとしたし、そのためには「コミュニティ全員の参加」が期待された。その意味で、この運動は市民に「公共空間」のなかで「能動的シティズンシップ」を発揮させる試みであった。とりわけ、女性には、「ヘルパー」として活躍する公的な場を提供した。救援ギルドは「女性のギルド」であるとして、以下のことが強調された。「ギルドの仕事は純粋に予防的なものである。女性の才覚と洞察力がきわめて大きな貢献をなすのは、まさにここにおいてである」¹⁵⁾。また、コミュニティの視点を強調するために、組織の代表に地方自治体の首長を据えた。どの党派であれ、首長になった以上、その地域社会の福祉の総体に責任をもつことが期待されていた。理念的には、超党派的な非政治的組織であることを強調することで、地域社会の一体性を確保しようとした。これらの団体は、地域社会でひとつの小さな福祉の融合体を形成し、自らの参加のもとで、自らのニーズに応じた福祉活動を展開することが、福祉の充実と地域の活性化につながると考えていたのである。

ここで特に注目すべきは、この地域の範囲とは、19世紀末に設立された一般型の地方行政団体の管轄域であったことだ。歴史的に見たとき、教区、教区連合というより狭い救貧法の共同体の単位を越えて、広域化した地方行政体の範囲内で、水平的な負担の再配分によって広域的な貧困救済を成し遂げようとした。この時期の地方行政団体は、バーミンガムの「都市社会主義」に代表されるような新しい社会事業と公共事業を展開し、新しい生活圏としての統一性を構築し始めていた。しかもこの一般型の地方行政団体が、新たに導入された国家福祉の基本的行政機構でもあった。教区

をベースとした救貧法の世界から、州、都市、特別市、都市区、農村区をベースとした福祉国家への移行期に対応した地域圏を基礎にして、救援ギルドは活動を行った。そこに、なぜこの時期に国家との連携を強調した団体が登場するのかを考える上で重要な要因が含まれていた。上記のように、この領域のなかで、人びとは強い「市民意識」を構築し始めたのである。

3 国家との相互補完関係

新しいフィランソロピーとしての特徴を表すのが、国家との相互補完関係を強調している点である。下記の引用をみれば、どのような性格の関係を想定していたのか、明らかだろう。

ボランティアな努力の不完全さをより完全な国家の財源によって補完することが可能であるし、他方で、国家活動の厳格さや均一性を、ボランティアな対人サービスの自由さや個別適応性によって緩和することが可能となる¹⁶⁾

各家庭への友愛訪問を通じて実情を把握し、個々の場合に即して本当に必要なサービスや助言を「友人として」ケースワーク的に提供しようする方法においては、チャリティ組織化協会（Charity Organisation Society：以下COSと略記）のような「古いチャリティ」との連続性をもっていた。そのため、救援ギルドは救済方法においてCOSと何ら変わらないと、この連続性を強調する議論も確かにあった¹⁷⁾。

しかし、そのケースワークのあり方には、「新しさ」があり、そこが従来からのチャリティとの間で大きな争点となっていた。ロバート・ハンフリー（Robert Humphry）は、COSのような従来からのチャリティと救援ギルドとの違いとして、次のことをあげている。公的団体との協調、地域的ニーズに対する柔軟な対応、（社会的貧困観を受け入れた）貧民の環境的苦境への配慮と対処、「地域愛郷主義（local patriotism）」、厳格な「現場調査」の回避、この5点である¹⁸⁾。

このうち救援ギルドを「新しいフィランソロピー」としてもっとも特徴づけるのが、第1点、地方の公的救済、あるいは当時導入される国家福祉との連携を積極的に認めた点であった。これらの団体は、老齢年金法（1908年）や国民保険法（1911年）に基本的に賛意を示した。救貧法であれ民間福祉であれ、従来の福祉体制が限界にきている以上、官民福祉の原理的な区別よりも、現実的な観点から、両者が連携することの方がより重要であると考えた。貧困増大の中で地域における福祉事業の総量を把握し、それらをうまく配分す

ることで、地域の救貧機能を最大化することが主要な課題とされた。

この地域福祉における官民福祉の連携は、各地でみられた。例えば、リヴァプールでは、赤木誠が詳細に明らかにしているように、1863年にはウィリアム・ラスボーン（William Rathbone）が中心となって「リヴァプール中央救済・慈善組織協会（Liverpool Central Relief and Charity Organisation）」が結成されていたが、19世紀末になると「救済一元化」の政策を強化し、地域におけるチャリティの実質的なローカルセンターとして機能するようになる。しかも、この寡婦委員会で、エレノナ・ラスボーン（Eleanor Rathbone）が積極的な活動を展開することで、救貧法当局をはじめとする他の地域福祉団体との連携を強めながら、家族給付が実現されていく¹⁹⁾。このような地域における福祉資源の効率的運用の機運が、この時期、各地で高まっていたことだけは確かである。

さらに、最後の点、慈善給付の前提としての厳格な審査の後退という点については、ここで詳細に論ずることはできないが、COSとの間で、救援ギルドによる寛大な施与はチャリティの後退につながるのではないかと、という激しい議論が戦わされていた。

（4）具体的な救済活動

それでは、救援ギルドは具体的にどのような活動を展開したのであろうか。ブラッドフォード市救援ギルドの具体例を用いながら説明しよう。

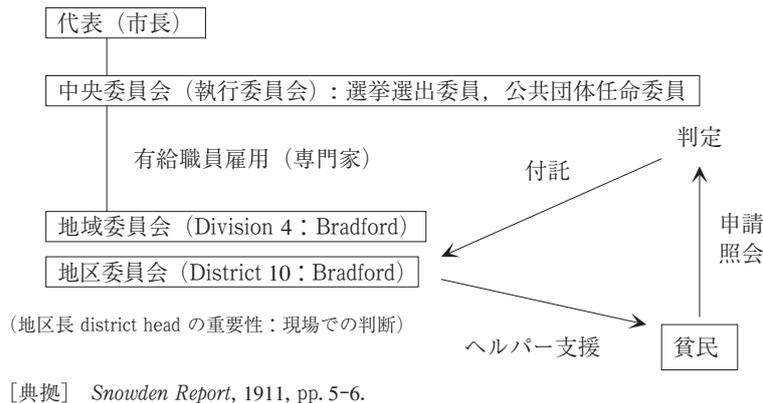
1 組織

組織は、図1のような形である。代表は市長が務める。そのもとに中央委員会を設ける。その委員は、選挙によって選ばれた委員と公的団体から任命されたある程度の専門知識をもった委員の二種類から成り立っていた。また、その下に有給の専門職員が雇われていた。この中央委員会の下には、4つの地域委員会があり、さらにその下に10の地区委員会があった。貧民は、中央委員会に救済を申請するが、同委員会は、申請を判定し、救済については該当する地区委員会に付託した。この付託された地区委員会が、ヘルパーを派遣して、貧民のケアにあたった。

2 具体的活動

このような組織のもとで、救援ギルドはどのような活動を行ったのであろうか。ブラッドフォードの場合は、1906年時点で、男性152人、女性222人のヘルパー

図1 救援ギルドの制度



がおり、彼らが具体的事務を担った。

基本的には、地域内の貧民が必要とする現実的なサービスを提供した。

1) 協調的活動：地域内の貧困対策の重複や遺漏を回避する仕事を行った。貧民を「一般登録簿」に記録し、照会作業を行った。救貧法保護委員とCOSからは毎週、他の団体からは毎月、受給者リストを受け取ることで重複を確認した。

2) 友愛訪問と助言：援助の必要な家庭を訪問し、適切な機関を紹介した。「頼りがいのある者(standby)」としての役割をはたすことで、適当な支援者を探した。また、救貧法の戸外救済額が低すぎる場合には、貧民保護委員会に補足的支給を提案した。

3) 直接的給付の拒否：ヘルパーは、対人サービスは提供するものの、金銭の給付は「原則として」行っていない。「われわれは『金ではなく頭脳を』提供する」が、彼らの合言葉であった。この原則に従って、ブラッドフォード、マンチェスター、クロイドンには、救済基金は一切存在しなかった。しかし、他方では、救済基金を設置した団体もあった。例えば、バーミンガム2,026ポンド、シェフィールド250ポンド、ファームウァース (Farmworth) 234ポンド、エックルス (Eccles) 430ポンド、ミドルスバラ (Middlesborough) 130ポンド、ダービー182ポンド、ハロゲイト (Harrogate) 113ポンド、ウィンプルドン103ポンドなどの事例が報告されている。

4) 貸付紹介：ただし、実際には貧民は金銭を必要とした。そのために、「庶民銀行 (People's Bank)」の利用を勧め、10～15ポンドの融資を受けつつ、職探しを手伝うことがあった。

5) 滞納家賃の立て替え払い：金銭の貸与をしないという原則はありつつも、現実には貧民の生存を左

右しかねない事態においては、金銭のサポートを行った。その典型が、滞納家賃の立て替えであった。

6) 雇用紹介：自助を促進するための根本的な解決のためには、貧民に職を斡旋することが必要であった。これもヘルパーの仕事であった。

7) 儉約団体への加盟勧誘：最低限を維持できている貧民に対しては、ギルド自らが運営する儉約クラブ、貯蓄銀行への加盟を勧誘した。

8) 「福祉」の新分野への着手：救援ギルドの活動でもっとも注目すべきもののひとつが、当時整備された国家福祉と連携しつつ、福祉の新分野に手を伸ばすことであった。

例えば、健康問題については、地方衛生委員会、医務官との協力、相談の下に、結核予防に取り組んだ。また、教育の分野では、地方学務委員会との協力の下で、学童の健康対策、障がい児支援を行った。さらに、失業対策としては、1905年失業労働者法のもとで各地に設置された困窮委員会 (Distress Committee) に参加するとともに、職業紹介も行った。こうした新設の福祉制度と連携するだけでなく、公立の職業紹介所の開設を要求する運動にも積極的にかかわった。

9) 運営費用：最後に、運営費用について触れておけば、専従職員の給与など、費用の一部は、公的資金 (救貧税) から支出されていた。

3 具体的な救済事例

上記のような基本的性格をもつ救援ギルドの具体的な救済事例を、三つほど紹介しておきたい。

まず、第一の事例は、自己の過失なしに失業し、親族の扶養も重なって、借金が増え、困窮に陥った男を救済したケースである。

男Aは、男Bに数ポンドの借金無心。Bは何度も無心に疲れ果てている。救援ギルドにAに対して、どう行動すべきか助言してくれないかと相談。ヘルパーはAの自宅を訪れ、話の顛末を聞き出す。Aは元兵士で、42歳だが、腕に傷を負っているため、「一般の労働市場」では職が見つけれなかった。ただ、ミュージックホールの給仕係として週20シリング、老紳士の従者として週10シリングを得ていた。ところが、その老紳士が最近死亡したので、収入が3分の1だけ減少した。彼には妻と二人の子供がおり、週5シリングの家賃を払っている。そんな時に妻が重い病気にかかり、子どもの一人も病気がちになった。そのために、「医者には妻にはもっと栄養を取らせるべきだと迫った」。さらに、彼には義理の兄と妹がおり同居していたが、彼らも失業中で、お金も持たなかった。「貧民のいつもの寛大さで彼らとネグラを共にし、わずかな収入を分け合っていた。なぜなら、彼らには行くところもないし、頼りにするべき者もないからだ」とAは言った。こうした事態が続いて、彼は27ポンドの借金を抱えることになった。退役兵士年金の年9ポンドはとっくに使い果たしている。こうした者を裁判所に訴えたところで、何の得にもならない。それで、ヘルパーは、妻と病気の子供を田舎の親戚に預けた。また、同居中の義理の弟と妹に職を提供し、自立を促した。Aには年金の9ポンドは返済のために使わないように約束させた。その結果、Bも納得し、さらに金を用立てた。それによって、Aは新たな生活をスタートさせている。その後も、救援ギルドがこの家庭を支援し続けていることで、心身ともに弱かった妻も夫の借金支払いを手伝おうという気になっているし、夫も年金を借金の返済にあてている。この事例は、自分にまったく落ち度がないことでひどい困難に陥った、非常に品行方正で、正直な男を助けるのに必要な支援計画を描いている²⁰⁾

まさしく、ドラマのような悲劇の重なりに対して、救援ギルドのヘルパーは、きわめて現実的な助言を与え、支援を行う。まず、困窮した男Aの負担となっている「妻と病気の子」、「同居中の義理の弟と妹」をAから切り離し、彼自身が自立できるように助言を与える。さらに、年金を活用した借金の返済計画も立ててあげる。こうして何よりも実現可能な、具体的な救済策を準備することが、ヘルパーの仕事であった。

第二の事例は、救貧委員の院内救貧指令を覆し、在宅で生活改善に取り組むボランティア・ヘルパーによって可能となる「ケア」の事例である。

6人の子供（12歳～乳飲み子）のいる女性、「汚い」家、家財道具は質入れて、ほとんどない。まさに家族は「困窮 (destitute)」状態。貧民保護委員は、戸外救貧を拒否し、救貧院への入居を示唆。状況からみれば、救貧院入居が妥当。しかし、ヘルパーが訪れた時、夫がたまたま一時的な仕事を得たところだということがわかったので、彼女はその家族にもう一度機会を与えるために、できる限りのことをしたいと懇願した。石鹸が与えられ、その女性はそれを使おうという気になった。汚い布地は除去され、洋服とろうそくが与えられた。夫の仕事がなくなった時、われわれは救貧法保護委員にその夫に石碎場での仕事を提供してくれるように頼んだ。その結果、彼は生活必需品を手に入れるのに十分な賃金を得た。ヘルパーの影響のおかげで、家はきれいになり、洋服と家具は徐々に増えていき、夫は自分がもともと働いていた業種で、より正規の仕事にありつく機会を手にした。しかし、もし家庭の状況が実質的に改善し、夫もギャンブルだけでなく、酒浸りの生活とも縁を切る気持ちになるためには、確実に、持続的なケアが、数か月、おそらくは数年は必要になる。家族に対する真の愛情をもち、その家族のために自らをなげうって尽くそうという気持ちがある、ボランティアな従事者によってだけ提供可能なケアとは、こういうものである²¹⁾

「貧民のバスチーユ」と揶揄される救貧院に入居させるよりも、在宅で極力自助観念を付けさせるためになされるべき、「ボランティアな従事者によってだけ提供可能なケア」、長期の細かなケアの理想的な実践例を示している。

最後の事例は、チャリティの支援を停止しつつ、他方で、雇用を提供することで自助を再確立させようとする取り組みである。

夫は失業中で、粗暴である。妻は、院外救貧の他に、多くのチャリティから支援を受けている。救援ギルドは二つのことをした。(1) 彼らは、この申請者が受けているこれまでのチャリティや施しのすべてを遮断した。(2) 彼らは、夫に職

を提供した。夫はいま働いている²²⁾

4 活動の成果と課題

こうした活動が全国各地で展開された。全国で63ギルド（内、イングランド48ギルド）、400～500万人の人口に対して8,000人強のヘルパーが育成され、活動した。他の都市では、表2のような活動がなされた。

最大の成果は、極めて多数のヘルパーを育成し、後のソーシャル・ワーカーの基礎を作ったことである。対人ケアの基礎が地域における官民福祉の連携とボランティア力によって築かれた。

他方、今後の課題として、それぞれの地域における経験主義的なケアをより体系化するために、ハンドブックの制作と経験の交流・整序が必要となった。つまり、対人ケアのプロフェッショナル化が求められるようになった。もう一つの課題は、現場の判断に基づく直接的給付の事例が増えていったことである。ケアの画一化は不可能であった。

ソーシャル・ワークの形成という視点から、ムーアは、救援ギルドの意義を以下のようにまとめている。

救援ギルドは、その原則と実践が20世紀のソーシャル・ワークの重要な基礎を据えた市民の訪問団体であった。それらは、福祉を支えるコミュニティの資源を効果的に組織した最初の団体のひとつである。それらは、救貧法、公衆衛生、教育、刑罰当局との結びつきを強め、福祉は民間組織だけでなく、国家の分野でもなければならぬという考えを積極的に支持した……（中略）……結局、それらはロンドンの外で、国家の福祉サービスのよき影響をさらに拡大する民間の専門的ソーシャル・ワークの重要な基礎を発展させた。そして、それらは新しい社会政策を開拓する考え方の源となった²³⁾

II 世紀転換期の「福祉の複合体」再編におけるエルバーフェルト制度の歴史的役割

(1) 救援ギルドにおけるエルバーフェルト制度の位置づけ

19世紀末から第一次世界大戦にかけての時期、国家福祉が、ヨーロッパ規模でほぼ同時に導入される。この動きの中で、他国の福祉制度への関心が非常に高まる。イギリスがビスマルクの社会保険に関心を示し、調査していたことはあまりにも有名であるが、その他にも他国の労働者の状態と保護制度を調査する王立委員会が設置され、本格的な調査がなされているほどである。

こうした動きの中で、興味深いことに、救援ギルドは、福祉のあるべき姿としてエルバーフェルト制度を賞賛していた。「救貧法の最大の弱点を、ドイツでは最大の強みにしている」として、貧民の個々の状況に応じた個別の対応、非中央集権的な運営体制、何よりも施しではなく「援助」を与える素晴らしい、柔軟性をもった地方的救貧制度として、この制度を礼賛していた。しかも、ヘルパーの育成を通じて、「もっとも価値の高いサービスに向けて高貴な男女の集団」を育てる人格教育制度としても評価していた。人びとの「ボランティア」なサービスに依拠し、公的当局がそれを支援することで、「富者と貧者が非常に親密な関係の中で暮らしている」模範として、エルバーフェルト制度が礼賛されていた²⁴⁾。

まず、賞賛する第一の点は、「市民意識」の具現化にあった。「市民救援ギルドは、エルバーフェルト制度とボストンモデルがイングランドの都市に適用されたもっとも完全な事例である²⁵⁾」として、古いチャリティの視点からも、この制度が称賛された。

また、注目すべきは、当時、帝国主義のライバルとして建艦競争などで対立を深めつつあったドイツの福

表2 ヘルパーと処理件数・内容

	処理件数	ヘルパー数	特徴
ブラッドフォード	1,367	450	公的機関、チャリティ以上の救済数
マンチェスター	3,633	630	戸外救貧と儉約組織紹介件数が多い
ハリファックス	596	280	411件（病気、失業中心）承認
クロイドン	806	不明	雇用紹介中心、貸付が12件
ウィンブルドン	541	140	3,393回の訪問、貸付25件

[典拠] *National Conference on Guilds of Help, held at Bradford, February 25, 1908*, the British Institute of Social Service, 1908. 'table of questions'; Keith Laybourn, *The Guild of Help and the Edwardian Philanthropy: the Guild of Help, Voluntary Work and the State, 1904-1919*, pp. 205-207; *Report of Guild of Help in England* by G. R. Snowden, pp. 19-20 より作成。

社システムが、国家の社会保険制度のみならず、地方福祉の世界でも参照系とされていた点である²⁶⁾。

早くも、1888年には以下のような、エルバーフェルト制度への礼賛が見受けられる。

1 ドイツの貧民行政の良いところ、とくに戸外救貧制度の良いところは、良き市民意識 (good citizenship) に依っている点である。被救恤民の増大に抗するために救貧当局がどれだけの力を持つかは、この市民意識にかかっている。ドイツの都市における救貧行政は依然として市参事会の市民的義務、あるいはむしろ市参事会によって任命され、それに対して報告をする委員会の市民的義務のひとつである。われわれはといえば、良かれ悪しかれ、別個に選出された [貧民保護] 委員会の仕事になっている。ロンドンの人びとは、貧民保護委員として奉仕することが、当然のこととされている市民的義務のひとつだなどとは思えないであろう。

2 この市民意識なしの戸外救貧は、貧民を食わせるためにコミュニティの商品を売りとばすようなものだ。市民意識にはチャリティの精神がなければならない。つまり、管理の受け入れ、ある程度の識別力、それに性格に影響を与えるだけの同情心がなければならないが、それがなければ、戸外救貧は失敗に帰すに違いない。その精神がある場合にだけ、制限政策は可能となる……ロンドンには、ドイツの経験が示すような戸外救貧政策は欠落している。われわれには、戸外救貧を運営できるだけの市民意識がない。

3 エルバーフェルト制度が、言われているほどの教育的価値をもつかどうか、疑問がないではない。……われわれの救貧法制度にエルバーフェルト制度を導入するには、急進的な改革が必要であり、コミュニティが現在まったく有していないような緊張感や責任感を必要とするだろう。その利点は、慈善の与え手と受け手に対する教育的効果にあるし、これが確保できるという合理的な期待が持てる場合にのみ、エルバーフェルト制度は導入することができるであろう²⁷⁾

もちろん、これについては、英独の都市の救貧費用を統計的に比較して、エルバーフェルト制度に言われるほどの救貧費用の削減効果がないことを主張するような研究もあった²⁸⁾。

しかし、同制度への支持は根強く残った。20世紀に

入って、救援ギルドの起点となったサッターの書物や²⁹⁾、ドーソンの英独の「国民的能率」の比較に関する研究でも、エルバーフェルト制度がドイツの産業的優位の基礎にあることが指摘され、そのイギリスへの導入の必要性がさかんに強調されることになる³⁰⁾。そこには一定のタイムラグがあった。本国では、巨大化する都市の貧困問題には、ボランティアに依存するエルバーフェルト制度では限界があることが認識され、弛緩する救貧行政を改善するために有給職員を活用するストラスブル制度の導入もなされる時期に、他の国々では逆に、それへの注目が高まったのである。実態とはズレを持つエルバーフェルト制度の「理念型」が、国外に輸出され続けたのである。ここには、歴史のパラドックスを見ることができる。

こうしてライバル国の地方的救貧制度が高く評価されることになった。評価されたのは、地域における官民福祉の融合、ケアの重複を回避し、福祉の無駄を抑止しようとする点である。また、エルバーフェルト制度の礼賛にとどまらず、ドイツ労働者の「効率性」も改めて強調された。

しかし、他方では、エルバーフェルト制度自体をそのままイギリスに移植することの難しさも指摘されている。根強い救貧法とチャリティの伝統、両者の分離の歴史のなかで、官民の福祉制度を融合することがいかに難しいかが主張された。

救援ギルドの発想の一部はエルバーフェルト救貧制度から生まれていることは疑いない。もっとも、この制度 (明らかに、国家の法律にもとづいて設置され、無給ではあるが、サービスを強制する法律のもとで自らのサービスを提供する慈善配付員 (almoner) によって運営されている) は、イングランドにおけるチャリティ運営のための純粋にボランティアな組織に適用するには、かなりの修正を必要とする³¹⁾。

ただし、チャリティの中には、エルバーフェルト制度をイギリスに導入しようとする声が高まり続けた。争点となったのは、イギリス的な「ボランティア・ベース」を堅持するか、それとも「公営化 (municipalisation)」すべきかであった。つまり、エルバーフェルト制度のままにするか、その改良版として1906年に導入された有給職員に実務を担当させるストラスブル制度にするかが議論された。しかし、当時の関心は貧困の増大にともなって重くなる救貧法の負担をいかに

軽減するかにあったし³²⁾、すでに地方行政庁に集まった地方的行政負担は限界に達していたので、より地方財政に負担をかけない、エルバーフェルト方式の方が好まれた。

福祉の構造的複合体における対人サービスのあり方として、民と官をどのような仕方で融合すればよいか、その具体的な姿が問われていたのである。

(2) 国際的参照系としてのエルバーフェルト制度

エルバーフェルト制度への礼賛は、イギリスに限られるものではなかった。この時期、世界各地で、この制度がもてはやされ、実際に導入しようとする動きが存在した。福祉改革の国際的な参照系として、エルバーフェルト制度は機能していたのである。

ロシアでは、1890年代に福祉制度の抜本的改革をめぐって諸委員会が結成される。ここでヴラジミール・イヴァーノヴィチ・ゲリエーは、エルバーフェルト制度の移植を提案し、模索する。結果的には、1894年3月にモスクワ市会は、彼の案に近い形で、地区救貧委員会臨時規程を採択した。この年末には、ボランティアな協力に支えられ、一定額の会費の納入や労働の提供を条件に誰もが会員となれる、モスクワ地区救貧委員会（24委員会、3,700人会員、2,000人協力員）が結成される。結果的に、国家福祉の導入に呻吟する過程で、約40の都市で「救済の個人化」をめざすエルバーフェルト制度が導入された。ロシアにおいても、救援ギルドと同様に、市域における公的福祉と民間チャリティとの活動調整と組織化が重要な課題となっていた³³⁾。

さらに、日本においても1918年に大阪府において方面委員制度が成立するが、その際に参照されたのはエルバーフェルト制度であった。当然、ストラスブル方式も検討の俎上には上ったが、地方財政の負担をより低く抑えられることと、社会的統制がより行いやすいという理由でエルバーフェルト方式が選ばれた³⁴⁾。

また、チャリティの組織化についても、19世紀末以降国際的に共通した動きがあった。イギリスのチャリティ組織化協会をひとつのモデルとしつつ、ドイツでは1880年にドイツ救貧・慈善協会が、またスウェーデンでは1889年に慈善調整協会が、それぞれ結成された。ドイツに関しては、第一次世界大戦後にさらに組織化が進み、民間社会福祉頂上団体へと系列化される。スウェーデンに関しても、全国的調整のために1903年に社会事業中央連盟が成立する³⁵⁾。イタリアでも、1890年にクリスピ法が成立し、官民が一体となった「公的援助慈善団体」が結成される³⁶⁾。

こうして、20世紀転換期のほぼ同じような時期に、世界各地で地方における救貧団体の再編が進行したのである。どの地域においても、それまで救貧行政を担当していた地方行政団体が行財政的限界に達し、まずは地方レベルにおいて官民の一体化にもとづくローカルな福祉の複合体の再編が志向されていた。その意味で、この時期、地域における官民の福祉の担い手の関係性はより緊密なものとなっていった。

おわりに

以上、救援ギルドの基本的性格とエルバーフェルト制度の位置について、不十分ながら概要を示すことができた。最後に、救援ギルドの歴史的位置を「福祉の複合体」史の視点からまとめておきたい。

20世紀初頭は、福祉の複合体が「自由放任」主義的編成から福祉国家的編成へと転換する時期である。生産力水準を異にするヨーロッパ各国が、時をほぼ同じくして国家福祉を導入する。その際に、この複合体全体をどのように再編するかという共通の課題に直面する中で、官民を問わず、中央・地方を問わず、他国の制度が重要な参照軸とされていたことは、福祉の国際関係史において重要な論点となる。総力戦体制の対立構造を含みつつ、「福祉国家」への道はグローバルな展開を見せていた。

本稿で取り上げた救援ギルドは、この再編過程が地方でいかに進行したのかをわかりやすく示す事例であった。社会的貧困観への転換を背景とする国家福祉の台頭の中で、それに呼応するように地方における「福祉の複合体」のあり方も再編の過程を辿った。救貧法と古いチャリティの分業関係から、国家福祉と新しいフィランソロピーの連携への構造的転換が生じていた。大事なのは、国家対地方ではなく、官対民でもない、ましてや福祉社会から福祉国家への転換でもない。すべてのレベルが相互に有機的に結合しながら「福祉の複合体」全体がアメーバのようにその姿態転換を遂げたということが、重要なのである。

この転態のなかで、救援ギルドは国家福祉の末端業務を担うまでになる。20世紀の国家福祉は、このような団体に実質的な福祉行政を担わせることで運営されていたのである。国家福祉の拡充にともない、ギルドの負担は増えるものの、福祉の分配・調整機関としての役割を果たすことで存在価値を示すことになった。とりわけ、第一次大戦中の「総力戦体制」下の全国救済基金、戦時年金の運営においては、きわめて大きな

負担を負わされる。その結果、ギルドは国家福祉の下請け機関化したとまで言われている。

レッセフェール時代には、救貧法と民間福祉は、交わることなくそれぞれ独自に運営される「平行棒」的分業関係であったのに対して、救援ギルドは20世紀の規準となる「官民連携」を先駆的に展開し、「社会サービス」や「ソーシャル・ワーク」の形成において重要な役割を果たすとともに、大戦後に社会サービス全国協議会（1919年創設）の下で全面展開する社会福祉協議会の前史をなした³⁷⁾。

しかも、このソーシャル・ワークの確立という流れは、ひとりイギリスに限らず共時的な構造を有していた。ドイツについては、中野智世の一連の研究が詳細に明らかにするように、「家族保護」、乳幼児保護を中心として、専門職としてのソーシャル・ワークが、第一次世界大戦を前後して整備されるようになる³⁸⁾。また、アメリカでも、1890年代以降、旧来のチャリティのあり方を問い直し、ソーシャル・ワークを創出する流れが生まれる。全米慈善矯正会議では、チャリティを有産階級の施しではなく、セツルメント運動などのように「人びとのなかに分け入る」必要性が、とりわけ1905年以降強調されるようになる。そして、そこに「科学と共感」を取り入れた新しい「ソーシャル・ワーク」が整備されなければならないと主張された。実際に、1910年代にソーシャル・ワーカーは社会衛生学の分野で大きな力を発揮し、社会を正面からとらえる新しい政治文化の重要な担い手となる。それは、有機体としての「社会」全体への視座であり、「社会への責任や倫理」をもってその改善を目指した運動となる³⁹⁾。世界的な広がりの中なかで、「ソーシャル・ワーク」の同時代的な確立をみることができる。

こうして20世紀初頭に、福祉の複合体の有機的構成は高度化する。国家の福祉が導入され、官民の福祉が融合し、各地方レベルで自律性をもったミニチュア版の福祉の複合体が機能するとともに、国家と地方の連携がより密になった。20世紀に入る段階で、構造的複合体としての福祉はより一層その緊密性を高めた。救援ギルドはその象徴的組織であった。

[本稿は、科学研究費基盤研究(c)課題番号23520904「イギリスに福祉史におけるボランティア・アクションの連続性」の研究成果の一部である]。

注

1) 「福祉の複合体」については、以下のものを参照さ

りたい。高田実「『福祉の複合体』史が意味するもの——〈包摂・排除〉と〈安定・拘束〉——」『九州国際大学経営経済論集』第13巻第1・2合併号、2006年、83～122頁。高田実「序章『福祉の複合体』の国際比較史」、高田実・中野智世編著『近代ヨーロッパの探究15 福祉』ミネルヴァ書房、2012年、1～24頁。

- 2) 「新しいフィランソロピー」については、Jane Lewis, 'The Boundary Between Voluntary and Statutory Social Service in the Late Nineteenth and Early Twentieth Centuries', *Historical Journal*, 39-1, 1996, pp. 155-177; Michael J. Moore, 'Social Work and Social Welfare: The Organization of Philanthropic Resources in Britain, 1900-1914', *Journal of British Studies*, 16-2, 1977, pp. 85-104 を参照。また、1930年代には、エリザベス・マカダムによって、ソーシャル・サービスの確立とともに、「新しいフィランソロピー」に関する実践的で包括的な研究が出版される(Elizabeth Macadam, *The New Philanthropy: A Study of the Relations between the Statutory and Voluntary Social Service*, London: George Allen and Unwin, 1934)。
- 3) 上野千鶴子『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会へ』太田出版、2011年。『講座ケア——新たな人間—社会像に向けて』(全4巻、2013年～刊行中)。フェビエンヌ・ブルジュール著(原山哲・山下りえ子訳)『ケアの倫理——ネオリベラリズムへの反論』白水社、文庫クセジュ、2014年)など。
- 4) Keith Laybourn, *The Guild of Help and the Edwardian Philanthropy: the Guild of Help, Voluntary Work and the State, 1904-1919*, Dyed: The Edwin Mellen Press, 1994; do., 'The Guild of Help and the Community Response to Poverty 1904-c. 1914', in K. Laybourn (ed.), *Social Conditions, Status and Community, 1860-1920*, Stroud: Sutton Publishing, 1997; F. Cushlow, 'Guided Help?', in *ibid.*, 1997.
- 5) Michael Cahill and Tony Jowitt, 'The New Philanthropy: The Emergence of the Bradford City Guild of Help', *Journal of Social Policy*, 9-3, 1980, pp. 359-82; M. J. Moore, *op. cit.*, pp.
- 6) Julie Sutter, *Britain's Next Campaign*, London: R. Brimley Johnson, 3rd ed., 1904.
- 7) K. Laybourn, *op. cit.* (1994), p. 2.
- 8) *National Conference on Guilds of Help, held at Bradford, February 25, 1908*, the British Institute of Social Service, 1908.
- 9) *Help*, 4-2, Nov. 1908.
- 10) *Report to the President of the Local Government Board of on Guilds of Help in England*, by G. R. Snowden, Assistant-General Inspector [Cd. 5664], 1911, p. 6.
- 11) *Snowden Report*, 1911, p. 6.
- 12) *Snowden Report*, 1911, p. 4.
- 13) *The Citizens' Guild of Help: Its Aim and Motives*, 1906, p. 4.
- 14) *Snowden Report*, 1911, p. 4.
- 15) *The Citizens' Guild of Help*, 1906, p. 11.

- 16) *The Helper*, Sep. 1910.
- 17) 'Guilds of Help', *Charity Organisation Review*, no. 115, Nov. 1906, pp. 46-57; no. 187, July, 1912, pp. 73-93.
- 18) Robert Humphreys, *Poor Relief and Charity, 1869-1945: The London Charity Organisation Society*, Basingstoke: Palgrave, 2001, p. 140.
- 19) 赤木誠「児童手当をめぐる対立・調整・協働—イギリス福祉国家成立過程におけるリヴァプールの先駆的役割—」『社会経済史学』第72巻第4号, 2006年, 399~420頁。同「地域社会のなかの慈善組織協会—20世紀初頭リヴァプールにおける家族手当をめぐる議論と活動—」『社会政策』第1巻第1号, 2008年, 128~139頁。同「慈善『組織化』か『救済一元化』か—19世紀末リヴァプールの事例から—」『松山大学論集』第24巻第4-2号, 2012年, 461~477頁。
- 20) *Guild of Help*, 1911, pp. 8-9.
- 21) *Guild of Help*, 1911, pp. 9-10.
- 22) *Guild of Help*, 1911, p. 10.
- 23) Moore, op. cit., pp. 91-92.
- 24) *The Citizens' Guild of Help*, 1906, p. 16.
- 25) *Charity Organisation Review*, vol. XX, 1906, p. 148.
- 26) エルバーフェルト制度の実態については、以下の文献を参照されたい。加来祥男「エルバーフェルト制度 1853-1861年」『経済学研究』(北大) 43-4, 1994年。同「エルバーフェルト制度の展開(1)(2)」『経済学研究』(九大) 第63巻第3号(1996年), 第64巻第3・4号(1997年)。岡田英己子「ドイツにおける市民主導型ボランティアの形成過程—半官半民型救済システムの伝統を通して—」日本社会事業大学編『社会福祉システムの展望—日本社会事業大学創立50周年記念論文集』中央法規, 1997年, 131~152頁。辻 英史「19世紀後半ドイツ都市における『共和主義』理念と公的救済事業の展開」『立正史学』第101号, 90~61頁, 2007年。同「『貧民の父』?—ドイツ名誉職救済制度の理想と現実—」高田・中野編著, 前掲書, 195~196頁を参照。
- 27) *Reports on the Elberfeld Poor Law System and German Workmen's Colonies* [Cd. 5341], 1888, pp. 87-88.
- 28) W. Chance, 'The Elberfeld and English Poor Law Systems: A Comparison', *Economic Journal*. Vol. 7., 1897, pp. 332-345.
- 29) Julie Sutter, op. cit., pp. 21-84.
- 30) William Hurbutt Dawson, *The German Workman: A Study in National Efficiency*, P. S. King & Son. 1906. John Lamond, *The Elberfeld System: A Lecture Delivered in West Coates Parish Church, 17th March, 1907*, London: Oliphant, Anderson & Ferrier, 1907, pp. 1-20.
- 31) *Snowden Report* [1911], p. 3.
- 32) *How Best to Reduce the Rates: Dr. Chalmers and the Elberfeld System of Poor Relief*, Glasgow: F. F. & Arthur Wilson, 1909.
- 33) 高橋一彦「地域福祉とグリエー」『経済学論集』第78巻第1号, 2012年, 91~99頁。同「救済のトリアデ—近代ロシアにおけるチャリティ, 地域, 国家—」高田・中野編著, 前掲書, 350~351頁。
- 34) 今井小の実 [[2009]「方面委員制度とストラスブルク制度—なぜエルバーフェルトだったのか—」*Human Welfare* (関西学院大学) 第1巻第1号, 2009年, 5~18頁。
- 35) 中野智世「福祉国家を支える民間ボランティア—20世紀初頭ドイツを例として—」, 高田・中野編著, 前掲書, 197~236頁。石原俊時「ストックホルム慈善調整協会—19世紀末葉から20世紀初頭にかけてのスウェーデンにおける公と私の間—」『経済学論集』第78巻第1号, 2012年, 63~82頁。同「福祉国家のオルタナティブ?—20世紀初頭スウェーデンにおける福祉社会—」, 高田・中野編著, 前掲書, 239~280頁。
- 36) 勝田由美 [2012]「宗教的慈善から世俗的博愛へ—イタリアにおける世俗的援助団体と『公的』福祉の成立—」, 高田・中野編著, 前掲書, 279~315頁。
- 37) 市瀬幸平『イギリス社会福祉運動史—ボランティア活動の源流—』川島書店, 2004年, 201~238頁。
- 38) 中野智世「社会福祉専門職における資格制度とその機能—『資格化』とボランティアの間で—」, 望田幸男編『近代ドイツ=資格社会の展開』名古屋大学出版会, 2003年, 177~210頁。同「『民衆の母』—ヴァイマル・ドイツにおける家族ワーカー—」『埼玉学園大学紀要(人間科学部)』第4号, 93~106頁。同「『家族の強化』とソーシャル・ワーク—マリー・バウムの『家族保護』構想から—」川越修・辻英史編著『社会国家を生きる—20世紀ドイツにおける国家・共同性・個人—』, 法政大学出版局, 207~239頁。
- 39) 松原宏之『虫喰う近代—一九一〇年代社会衛生運動とアメリカの政治文化—』ナカニシヤ出版, 2013年, 83~109頁。